



www.alpajapan.org

# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

Date 2003 . 2.17 . No 26 - 34

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail: office@alpajapan.org

### 使って欲しくないけれど

「異常運航でも捜査する」警察の姿勢には、

手帳を使って論理的に対応しましょう！！

日乗連手帳；事故対応のページ 訂正のお願い

毎年日乗連加盟組合員にお配りしている「日乗連手帳」ですが、2003年版はちょっと順番が変わっていたことにお気づきでしょうか。この手帳は、各会社の実情（宿泊ホテル、連絡先など）に合わせた各社バージョンページと、日乗連会則、周波数一覧や事故対応などの共通部分が合冊されています。今年版は「事故対応ページ」を全社版で巻頭に持ってきました。

2001年発生のアミス事故や2002年中に発生したいくつかの異常運航に対する執拗な捜査などに見られるように、最近の警察は航空に対する姿勢を硬化させています。昨年末に、日乗連が警視庁へ問い合わせた際には、「（異常運航の分類であろうと）何かあれば警察は機側に駆けつけて捜査する」と答えています。

このような状況を考え、人権保護の立場から、最近の警察官、検事による不当な取調べに対応すべく「事故に遭遇した場合の対応要領」を手帳の巻頭に配置しました。

残念ながら、手帳発行後に発生した事故、異常運航において手帳は活用され、その目的を果たしてきましたが、内容の一部に誤解を生じる記述がありましたので訂正いたします。

事故直後の対応要領のP12、注2「事故調査委員会の事情聴取にあたっての黙秘権について」の説明として「自己の刑事上の責任に問われる恐れがあることに対して陳述強要はされない。虚偽の報告をした物は処罰するが陳述しない者への罰則はない。」とあります。

点線四角囲みの2行目までの文章は、**憲法第38条「何人も自己に不利益な供述を強要されない」及び刑事訴訟法第311条「被告人は終始沈黙し又は個々の質問に対し供述を拒む事ができる」**に基づいた説明です。

そして次の2行は**事故調査委員会設置法第25条及び26条に規定されている罰則**です。それぞれの記述内容に誤りは無いのですが、表題の意図するところとは完全には整合していません。そのため現在、日乗連では当該ページの修正シールを作成し配布する作業を行っていますが、

**それまでは「自己の刑事上の責任に問われる恐れがあることに対して陳述強要はされない」という部分を削除してください。**

現在名古屋で行われている日航706便事故の刑事裁判において、証人として法廷に立った日本航空の地上職員が「名古屋の検事による、深夜にまで及び取調べは、とても任意の聴取とは思えず、その不当性を検事に訴えても検事は全く取り合ってくれなかった」と証言しています。事故に直接関与していなかった地上職員ですらこのような取り扱いを受けるのですから、乗員に対する取り扱いの熾烈さは想像に余りありません。

**皆さん自身を守る為に、日乗連手帳は必ず携帯してください**

日乗連緊急連絡電話 03 - 5735 - 5061 ~ 5070 (24時間対応)

この番号にかけると、日乗連担当者へ転送されます。数十秒呼び出して応答が無ければ、他の番号にかけ直してみてください

